

一般社団法人大阪府ペストコントロール協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府における衛生的環境の保持増進を図るため、ねずみ、衛生害虫及び不快有害生物(以下「ねずみ衛生害虫等」という)の防除に関する調査研究並びに知識の普及啓発を行うとともに、防除業に従事する者の倫理意識の高揚並びに技術の向上を図り、もって府民の健康増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ねずみ衛生害虫等の防除による衛生的環境の向上に関する活動
- (2) ねずみ衛生害虫等の防除に関する調査研究
- (3) ねずみ衛生害虫等の防除に関して地方公共団体及び地域組織団体への協力並びに委託作業の実施
- (4) ねずみ衛生害虫等の防除の相談及び一般への知識の普及並びに委託作業の実施
- (5) 環境衛生、特にねずみ衛生害虫等の防除に関する高度の専門知識の修得と技術向上を図るための研修会開催及び各種の調査事業
- (6) 写真コンクール事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 正会員の種別は、次のとおりとする。

①防除業会員

この法人の目的に賛同し入会したねずみ衛生害虫等防除事業を行う法人又は

個人

②製造販売業会員

この法人の目的に賛同し入会した薬剤機材関連資材等の製造販売等を行う
法人又は個人

③学識者会員

大学教授経験者、研究者及び有識者

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人又は個人

(会員の資格の取得)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会規程に従って入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 6 箇月以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品不返還)

第 11 条 前 3 条により退会、除名、資格喪失した会員がすでに納入した会費その他の

拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する際は、正会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、決議権を行使することができることとするときは、14日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 正会員は、議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。上記の方法により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上 14名以内
- (2) 監事 2名（うち1名は、会員外の税理士又は公認会計士の有資格者若しくは有識者で会長が推薦した者とする。）
 - 2 理事の中から会長、副会長及び専務理事を各1名、常任理事を2名選定する。
 - 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 第2項のうち、副会長、専務理事、常任理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常任理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、3箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して必要な費用を弁償することができる。

(顧問設置)

- 第 28 条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選任し、任期を 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 顧問は無報酬とする。ただし、必要な費用を弁償することができる。
 - 4 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する

(権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 38 条 この法人に生じた剰余金は、分配することができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(職員)

第 43 条 この法人に、事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は向井俊彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。